

令和3年12月27日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年12月27日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 57 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 58 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 59 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の指定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 非農地判断について

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 4 番 宮脇 和幸 | 5 番 横段 登 |
| 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 | 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 |
| 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 | 13 番 長迫 秀 | 16 番 椋開地 省二 |
| 17 番 本末 満 | 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | |

欠席委員

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 3 番 谷 新子 | 6 番 高本 光之 | 14 番 新田 隆次 |
|----------|-----------|------------|

推進委員

- 山田 修 川本 考三 中川 義則

事務局

- 高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 柏木委員、2番 田中委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 谷委員、6番 高本委員、14番 新田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、「JA広島ゆたか広報第171号」です。ありますでしょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書2ページの議案第57号5番の譲渡人の住所を「13番13号」から「13番地13」に改めてください。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、阿賀町字大上〇〇〇〇番、地目は畑、面積は611㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は譲受人の要望に應えるため、当該農地を譲り渡し、譲受人は、野菜を作付けするものです。経営面積につきましては、本件申請地のほか13アールを耕作しており、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇です。申請地は、傾斜が急な耕作地ですが、草刈りをして耕している状態です。譲受人は、この近くで耕作をしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字洲ノ崎〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は357㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせますと約37アールありますので、下限面積10アールを満たしています。なお、2番の申請地には、譲渡人名義の農業用倉庫が建っていたため、譲渡人から別途農業用施設の農地転用届出書を受理しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、県道に面しており耕作しやすく、譲受人はキャベツ等を植えるということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字綿郷〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,279㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。譲受人は、柑橘類を栽培したいと意欲を持っており、杉は短く切って防風林として利用するということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は103㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。譲受人は、申請地が自宅から近く、農作業しやすいため譲り受けるということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番と6番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番と6番の申請地は、譲受人が同一ですので、一括して説明いたします。5番の申請地は、安浦町大字中畑字大畠〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,350㎡、6番の申請地は、安浦町大字中畑字大畠〇〇〇番〇、地目は田、面積は309㎡で、いずれも農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、それぞれ譲渡人は高齢や遠方に居住している等の理由で、譲受人の要望に応えるため使用貸借し、及び売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜等を作付けするものです。経営面積は、申請地の合計だけで16アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、3年前の豪雨災害で被害が多かった地域で、水路が復旧していないところもありますが、5番と6番は、道路を挟んで対面にあり、譲受人の自宅から近く、農作業しやすいため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田、面積は3,029㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望に応えるために売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻等を作付けするものです。経営面積は、申請地の合計だけで30アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。なお、申請地のうち5筆は呉市土地改良事業の区域内にあります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。こちらも3年前の豪雨災害で被害がひどかった地域ですが、譲受人は、この地区の復興に尽力している方で、水稻を作付けするということです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

山 田 委 員：申請地は、相当石がありますが、水田として利用できますか。

亀 山 委 員：ここは、これから圃場整備をします。

山 田 委 員：全て水田として利用できますか。

議 長：この地区は、これから呉市が土地改良事業をしますので、事業終了後は水田として利用できるようになります。ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎの、8番につきましては、18番 石田委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、石田委員の退席をお願いします。

18番 石田委員退席

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田及び畑、面積は1,216㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、遠方に居住していた所有者が亡くなり、遺言による譲受人への遺贈の効力が発生したため、譲受人は申請地を取得し、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで12アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。なお、本件につきましては、法定相続人以外への特定遺贈ですので、相続の届出ではなく、農地法第3条の許可申請となっており、譲受人のみの単独申請となっております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。譲受人は、これから申請地を農地として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

18番 石田委員着席

議長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、豊町沖友字西原〇〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、面積は合計で1,097㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方で、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、211アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：17番 本末です。申請地は、南向きの温暖な土地で、既に譲受人が耕作しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は48㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接する住宅の庭敷として使用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、庭として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。農地転用の申請がされていなかったということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番、地目は田、面積は305㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するものです。規模等は、駐車場5区画を整備するものです。関係法令については、農振農用地の除外手続は、11月15日付けで公告済みです。そのほか、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、地ビール工場の駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、下蒲刈町下島字大地蔵〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は19㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接宅地の進入路として利用するため、所有権を移転するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、令和3年11月15日付けで除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：12番 大道です。申請地は、自宅への進入路として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第60号「呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の指定について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：遊休農地の解消と併せて市外からの移住促進に寄与するため、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に指定された農地については、「呉市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領」に基づき、下限面積を0.1アールとしています。この度、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地としての指定申請がありましたので、ご審議いただくものです。申請地は、蒲刈町大浦字岡谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で665㎡の第2種農地です。空き家バンクに登録されている物件の所在地は、蒲刈町大浦字岡谷〇〇〇〇番地、登録年月日は令和2年3月19日で、農地と空き家の所有者は同一です。なお、指定が決議されましたら、告示することになります。告示日は12月28日を予定しています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、住宅地の中にあり、農地として利用すれば、景観も良くなると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、指定することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、指定することと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。8ページの農地法第4条の規定による届出が1件、9ページから10ページの農地法第5条の規定による届出が4件、合計5件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の11ページから18ページをご覧ください。この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により処理したもので、11ページから12ページの非農地証明申請について7件を証明し、13ページから18ページの非農地判断については133件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：意見なし。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第1回総会は、1月31日 月曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、農業委員・農地利用最適化推進委員の合同意見交換会を実施します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時35分)